

「川崎市外国人教育推進連絡会議」要綱

(設置及び目的)

第1条 「川崎市外国人教育基本方針」の具体的な展開をはかるために、「川崎市外国人教育推進連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を設置する。この連絡会議は、外国人教育に携わる市民・職員が中心となり、協同して外国人教育の課題解決をはかりながら、多文化共生の社会をめざす取組に寄与することを目的とする。

(組織)

第2条 「連絡会議」は、別表(1)の通り組織する。

2 委員の任期は概ね2年とし、再任を妨げない。

(内容)

第3条 「連絡会議」は、次の事項について協議を行うものとする。

- (1) 構成員相互の情報交換と、連携協力の促進
- (2) 外国人教育に関わる課題の把握と解決
- (3) その他

(議長等)

第4条 「連絡会議」に議長及び副議長を置く。

2 議長及び副議長は、各1名とし、「連絡会議」構成員の互選により選任する。

(事務局)

第5条 「連絡会議」に事務局を置く。

2 事務局は、別表(2)のとおりとし、庶務にあたるものとする。

(会議の開催)

第6条 「連絡会議」は事務局が招集し、進行する。

- 2 この会議に必要な場合は、外部の関係者を呼ぶことができる。
- 3 この会議は、年、1回程度開催するものとする。

付則

(施行期日)

この要綱は、2000年（平成12年）5月26日から施行する。
この改正要綱は、2004年（平成16年）11月4日から施行する。
この改正要綱は、2005年（平成17年）11月17日から施行する。
この改正要綱は、2006年（平成18年）11月21日から施行する。
この改正要綱は、2015年（平成27年）4月1日から施行する。
この改正要綱は、2018年（平成30年）11月8日から施行する。
この改正要綱は、2021年（令和3年）2月16日から施行する。
この改正要綱は、2022年（令和4年）3月1日から施行する。

べつびょう
別表(1)

かわさきしがいこくじんきょういくすいしんれんらくかいぎ 「川崎市外国人教育推進連絡会議」	
(1)	じんけんそんちようきょういくじっせんすいしんこう 人権尊重教育実践推進校（さくら小学校）
(2)	じんけんそんちようきょういくじっせんすいしんこう さくらもとちゅうがっこう 人権尊重教育実践推進校（桜本中学校）
(3)	しょうがっこうがいこくご こくさいきょういくけんきゅうかい 小学校外国語・国際教育研究会
(4)	ちゅうがっこうこくさいきょういくけんきゅうぶかい 中学校国際教育研究部会
(5)	しょうがっこうちようかいじんけん じどうしどうけんきゅうかいぎ 小学校長会人権・児童指導研究会議
(6)	ちゅうがっこうちようかいじんけんきょういくすいしんいんかい 中学校長会人権教育推進委員会
(7)	こうとうがっこうちようかい 高等学校長会
(8)	とくべつしえんがっこうちようかい 特別支援学校長会
(9)	かわさきしちいきにほんごきょういくすいしんれんらくちようせいかいぎ 川崎市地域日本語教育推進連絡調整会議
(10)	しみんかんちようかい 市民館長会
(11)	しみんかん 市民館
(12)	ふれあい館 かん
(13)	きょうしよくいんくみあい 教職員組合
(14)	しきじがっきゅうとうぼらんていあ 識字学級等ボランティア
(15)	たぶんかこうりゅうぼらんていあ 多文化交流ボランティア
(16)	がいこくじんしみん たぶんかきょうせい じぎょうきょうりょくしゃとう 外国人市民（多文化共生ふれあい事業協力者等）
(17)	がいこくじんしみん がいこくじんしみんだいひょうしあかいぎけいけんしゃとう 外国人市民（外国人市民代表者会議経験者等）
(18)	きょういくいいんかいきょういくせいさくしつ じんけん たぶんかきょうせいきょういくたんとう 教育委員会教育政策室 人権・多文化共生教育担当
(19)	きょういくいいんかいがっこうきょういくぶ しどうか 教育委員会学校教育部 指導課
(20)	きょういくいいんかいしょうがいがくしゅうぶ しょうがいがくしゅうすいしんか 教育委員会生涯学習部 生涯学習推進課

べつびょう
別表(2)

かわさきしがいこくじんきょういくすいしんれんらくかいぎ じむきょく 「川崎市外国人教育推進連絡会議」事務局	
○	きょういくいいんかいきょういくせいさくしつ じんけん たぶんかきょうせいきょういくたんとう 教育委員会教育政策室 人権・多文化共生教育担当
○	きょういくいいんかいがっこうきょういくぶしどうか 教育委員会学校教育部指導課
○	きょういくいいんかいしょうがいがくしゅうぶ しょうがいがくしゅうすいしんか 教育委員会生涯学習部生涯学習推進課